

第2章 各論

方向性Ⅰ

生きる力を育む学校教育の推進

施策1

生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進

施策の柱

(1) 確かな学力の育成

- ①学力向上対策の推進
- ②市独自の少人数学級編制の推進

●現状と課題●

本市では、児童生徒の学力向上を目指し、日々の授業の実践を通して、子どもたちのやる気や集中力を高め、わかりやすく規律ある授業に努めています。また、各学校では、学力向上のための教科研究の推進、教員の資質向上を目指した研修会の充実、学校・家庭・地域の連携による外部指導者*の導入などに取り組んでいます。

これらの取組や標準学力検査*、川越市中学生学力調査*などの結果を考察しながら、更に身に付けた知識や技能を具体的に活用する力、思考力・判断力・表現力等の向上に努めていく必要があります。特に、変化の激しいこれからの中を生きるために、児童生徒に確かな学力を身に付けさせることが重要であり、そのために、新学習指導要領*への対応（小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施）、学力向上対策の推進、家庭学習の習慣化、また、本市独自の少人数学級編制*の推進を図る必要があります。

●施策の内容●

①学力向上対策の推進

- ・学力向上検討委員会において、本市の児童生徒の学力の現状と課題を把握しながら新学習指導要領への対応を図ります。
- ・児童生徒の家庭学習の習慣化や学力向上への具体的な取組を指導し、学力向上を推進していきます。

②市独自の少人数学級編制の推進

- ・国の35人学級編制の動向を踏まえ、個に応じた教育やよりきめ細かな授業等を目指し、市独自の少人数学級編制の推進を図ります。

*外部指導者…地域から招く指導者やその道の専門家。

*標準学力検査…小学校4~6年生(4教科)、中学校1年生(4教科)、中学校2年生(5教科)で行う学力検査。

*川越市中学生学力調査…市独自の調査で、中学校3年生を対象に5教科について、年2回実施。

*新学習指導要領…小学校は平成23年度、中学校は平成24年度より全面実施される教育課程の内容。

*市独自の少人数学級編制…生徒へのきめ細やかな授業や生活指導を行うための市独自の学級編制。対象校は中学校1学年で、1学級あたりの生徒が35人以内の学級編制。

施策の柱

(2) 教育に関する3つの達成目標の推進

- ①学力（読む・書く・計算）向上の推進
- ②規律ある態度の育成
- ③体力向上の推進

●現状と課題●

本市では、平成18年度より教育に関する3つの達成目標^{*}推進研究委員会^{*}を設置し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせ、生きる力を育むための具体的な実践に取り組んでいます。

本市の児童生徒の基礎学力や規律ある態度及び体力について、その達成目標の達成率は、年々少しずつ上がってきていますが、埼玉県と比較してやや下回っている状態にあります。今後、児童生徒にバランスのとれた学力向上・規律ある態度の育成・体力の向上を図り、目標値を達成することが求められています。

そのために、各学校の教育に関する3つの達成目標の取組を支援することを基本に、これまでの研究成果を基に、指導資料の活用を推進し、学校・家庭・地域との連携による取組を一層推進していく必要があります。

●施策の内容●

①学力（読む・書く・計算）向上の推進

- ・ 学習指導要領に基づき、読む・書く・計算の観点を中心に、子どもたちの学力の土台づくりを進め、小・中学校の連携を踏まえ家庭との協力を得た学力向上の推進を図ります。

②規律ある態度の育成

- ・ 小・中学校における基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせます。
- ・ 学校が家庭や地域と連携を密にし、思いやりや感謝の心、公共心、善悪を判断する力など、豊かな心を育みます。

③体力向上の推進

- ・ 豊かな人間性や生きる力の重要な要素である基礎的な体力を向上させるために、家庭や地域との連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた効果的な体力向上の取組を充実します。

*教育に関する3つの達成目標…児童生徒に知・徳・体の基礎基本を確実に身に付けさせる取組。

*教育に関する3つの達成目標推進研究委員会…全市立小・中学校の「教育に関する3つの達成目標」を推進し、児童生徒のバランスのとれた学力・規律ある態度・体力の育成を図るために調査・研究する委員会。

施策の柱

(3) 校種間連携の推進

- ①小学校・中学校連携の推進
- ②中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

●現状と課題●

本市では、各学校が近隣の学校等との連携を図り、教職員や児童生徒間での交流を図るなど各校独自に連携を進め、「小1プロブレム」*「中1ギャップ」*といわれる学校間の接続期における児童生徒の不適応の解決を図ってきました。

しかし、市の教育を一層推進するためには、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校が接続する校種の教育を踏まえ、広い視野で学校教育を推進し、市全体として連携教育を進めていく必要があります。

●施策の内容●

①小学校・中学校連携の推進

- ・市内全小中学校を、8ブロックに分け、それぞれのブロックごとに小中学校間の連携を一層進めてまいります。
- ・校長のリーダーシップのもと、教育委員会からも指導主事を配置するなどサポートをしながら、課題を明確にして各学校で行ってきた連携の取組の見直しや改善を図り、学校教育の一層の充実・活性化を図ります。

②中学校・市立川越高等学校連携の推進

- ・中学校と市立高等学校が一層連携し、双方の円滑な交流や相互理解、授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を図ります。
- ・「第二次市立川越高等学校将来構想懇談会」*の報告結果を基に、中高一貫教育について調査研究を進めます。

③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

- ・幼保小連絡懇談会*を通して、幼稚園、保育園、小学校のそれぞれの役割の理解を深めるとともに、課題解決に向けた情報を共有するとともによりよい連携のあり方について話し合い、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

*小1プロブレム…入学したばかりの小学校1年生が、集団生活になじめず、授業中座っていられない、話を聽かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。

*中1ギャップ…中学校に入學し、學習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が急増する現象。

*第二次市立川越高等学校将来構想懇談会…市立川越高等学校の学科編制の在り方、学校規模の在り方について検討する会。

*幼保小連絡懇談会…幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。

施策の柱

(4) 生徒指導の充実

- ①道徳教育の充実
- ②いじめ・不登校対策の推進
- ③教育相談の充実
- ④関係機関との連携事業
- ⑤いきいき登校サポートプランの推進

●現状と課題●

本市における不登校の現状は、国や県と同じように、中学校に入ると不登校の人数が急増する傾向があり、各中学校に、さわやか相談員*を配置するとともに、教育センター分室(リベーラ)では、児童生徒のさまざまな相談への対応に取り組んでいます。

しかし、生徒指導の充実を図るためにには、中1ギャップの解消、不登校問題の解決に向けた重点的な取組をより推進する必要があり、家庭と協力を図ることが重要です。

そのためには、教職員が児童生徒一人ひとりを理解し、信頼関係に基づく指導・援助に努めるとともに、学習やクラブ活動、学校行事や校外活動等を通して児童生徒の好ましい人間関係を育てることが求められています。

●施策の内容●

①道徳教育の充実

- ・豊かな心を育む道徳教育の一層の充実と道徳的実践力の向上を、学校の教育活動全体で推進します。

②いじめ・不登校対策の推進

- ・中学校1年生で急増するいじめ・不登校問題の対応については、小中連携を中心とした校種間連携の中で取組を推進します。
- ・いじめ・不登校対策検討委員会*を通して、具体的な取組を推進します。

③教育相談の充実

- ・市内全中学校に配置している、さわやか相談員の活用を図り、不安や悩みを持つ生徒が相談しやすい教育相談体制を推進します。
- ・スクールカウンセラーや教育センター分室(リベーラ)の臨床心理士など、専門的知識を有する人材を活用し、小学校の児童、保護者に対する教育相談体制の充実を図ります。

*さわやか相談員…いじめ・不登校等の問題で悩んでいる児童生徒や保護者に相談・援助するため、市内全中学校に配置された相談員。

*いじめ・不登校対策検討委員会…本市のいじめ・不登校問題を解消するため、大学の教授等をスーパーバイザーとして、市内校長、教頭、教務主任、養護教諭等で組織した委員会。

④関係機関との連携事業

- ・課題解決のために、教育センター分室(リベーラ)、庁内子育て支援課、児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、情報交換や対応策を検討します。

⑤いきいき登校サポートプランの推進

- ・市内小中学校における不登校問題の解消に向けて、大学生による不登校児童生徒支援事業の「いきいき登校サポートプラン」を更に推進し、学校、専門家、地域が連携し、一体となった取組を進めます。

施策の柱

(5) 進路指導・キャリア教育の充実

- ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

●現状と課題●

本市では、児童生徒の職場体験、福祉体験等に取り組むとともに、教員の指導体制を高めていくために、進路指導・キャリア教育*研修会を実施しています。

産業構造の変化や雇用の多様化が進む中、児童生徒一人ひとりに勤労観・職業観を育てるることは重要であり、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てるキャリア教育が求められています。

●施策の内容●

①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

- ・児童生徒一人ひとりを大切にした進路指導・キャリア教育の一層の充実に努めます。
- ・中学校では、地域にある事業所や公共施設での体験活動を通して川越市中学生社会体験事業*の充実を図ります。

*進路指導・キャリア教育…進路指導は、生徒が自分の意志と責任で主体的に進路選択できるよう、指導援助すること。

キャリア教育は児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育であり、その中核が進路指導。

*川越市中学生社会体験事業…中学校1年生または2年生が連続する2日または3日間で事業所等の協力により行う社会体験事業。

施策の柱

(6) 科学体験活動の推進

①科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

●現状と課題●

本市では、標準学力検査の理科について、小中学校とも他教科より達成度がやや低い状況にあります。

子どもたちの理科離れが指摘されている中、体験活動を重視して、児童生徒の科学技術や理科に関する興味・関心と知的好奇心を一層高めることは重要であり、学ぶ意欲を喚起しながら基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることが求められています。

●施策の内容●

①科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

- ・ 小学校6年生を対象に、小学生科学体験事業を実施し、講演会、実験実習、科学施設の見学や体験活動の取組を充実します。
- ・ 理科実験助手派遣事業*、小・中・大学連携理科ふれあい事業*を充実させ推進します。



小学生科学体験事業

* 理科実験助手派遣事業…市内小・中学校に理科実験助手を配置する事業。

* 小・中・大学連携理科ふれあい事業…近隣大学の教員及び学生を各小中学校に招き、理科に関する観察・実験・実習を行う事業。

施策の柱

(7) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ①学校評議員制度の充実
- ②地域人材活用事業の充実
- ③日本語指導ボランティアの充実

●現状と課題●

本市では、現在、学校評議員制度*や地域人材の活用事業*、日本語指導ボランティア*の派遣などを通して、地域社会の理解と協力のもと地域人材の積極的な活用を図っています。

今後、心身ともに健やかな子どもたちを育成するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たしながら、三者が一体となって、社会全体で子どもを育む環境を整備して教育を進めていくことが、ますます重要になってきています。そのためには、地域の教育力を積極的に活用することが課題となっています。

●施策の内容●

①学校評議員制度の充実

- ・学校は、評議員に学校の現状と課題について情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、保護者や地域住民から信頼される学校経営ができるよう学校評議員制度の充実を図ります。

②地域人材活用事業の充実

- ・小・中・特別支援学校が、特色ある学校づくりを推進していくため、多様な体験活動が展開できるように関係団体や地域の方々と連携し、地域人材活用事業の一層の充実を図ります。

③日本語指導ボランティアの充実

- ・各学校に在籍する外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進し、日本語指導、学校生活への適応指導の支援など、日本語指導ボランティアの充実を図ります。

*学校評議員制度…校長が地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、学校評議員を募集し、意見を求める制度。

*地域人材の活用事業…市内小・中学校が地域の教育力を活用し、特色ある学校づくりを推進する事業。

*日本語指導ボランティア…市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。

施策の柱

(8) 教職員の資質向上

- ①経験・職能別研修の充実
- ②管理職等研修の充実
- ③奨励研修の充実
- ④かわごえ異業種体験研修事業の推進
- ⑤大学等進学指導力向上研修の推進

●現状と課題●

本市では、中核市としての権限と責任に基づき、教職員の資質向上を図るため、職員の経験や職務内容に応じた研修を実施しています。

次代を担う児童生徒の育成のためには、さまざまな教育課題に対応できる教職員の育成が必要であり、教職員の経験に応じた適切な研修や専門研修などを行い、資質・能力を向上させることが求められています。

そのため、教育者としての使命感・責任感を持ち、意欲的に授業に取り組む教職員を育成するため、研修の体系化を図るとともに、時代のニーズに合った研修を一層推進していく必要があります。

●施策の内容●

①経験・職能別研修の充実

- ・教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る経験者研修の充実を図ります。
- ・教職員の職務に応じた知識・技能等の習得を図る職能別研修の充実を図ります。

②管理職等研修の充実

- ・教育に対する理念や識見を高め、管理職としてのリーダーシップを発揮できるよう管理職等研修の充実を図ります。

③奨励研修の充実

- ・教職員の資質向上を図るために、教職員自らが希望して参加できる奨励研修の充実を図ります。

④かわごえ異業種体験研修事業の推進

- ・教員以外の民間の職業を直接体験することにより、再度教育職を見直し、多面的で柔軟な教育指導ができる教員の育成を目指し、かわごえ異業種体験研修の推進を図ります。

⑤大学等進学指導力向上研修の推進

- ・市立高等学校の教員を大学進学予備校や民間教育機関の研修等に派遣し、学習指導力の向上を図るとともに、その成果を校内に波及させる大学等進学指導力向上研修の推進を図ります。

施策の柱

(9) 特別支援教育の充実

- ①就学支援委員会の充実
- ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進
- ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

●現状と課題●

本市では、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒、また、通常学級に在籍する障害のある児童生徒一人ひとりについて個別の教育計画を作成し、支援員の配置等、実施しています。

しかし、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

また今後、特別支援学校においては、特別支援教育*の理念と基本的な考え方の理解・啓発を推進し、就学支援の充実を図りながら、小・中学校への支援のためのセンター的機能の充実を図っていく必要があります。

●施策の内容●

①就学支援委員会の充実

- 小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒のうち、教育上特別な措置または支援を必要とする者に対して、一人ひとりのニーズに応じた教育的診断を行い、就学の適正化を図るために、専門医、学識経験者、教育関係者、行政経験者で構成する就学支援委員会*の充実を推進していきます。

②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

- 特別支援教育コーディネーター*を充実させるとともに、自立支援サポーターの活用を図り、通常学級における支援の推進に努めます。
- 通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害*等のある子どもに対して、障害の程度に応じた指導を実施し支援の充実を図ります。
- 小・中学校に設置している特別支援学級の子ども一人ひとりの障害の特性等に配慮した指導・支援の充実に努めます。

*特別支援教育…児童生徒一人ひとりの特性に応じ生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導・支援を行い児童生徒が自立できるようにする。

*就学支援委員会…障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童・生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。

*特別支援教育コーディネーター…校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になつたり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行う。

*発達障害…さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延である。精神発達遅滞、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)がある。

③特別支援教育の理解・啓発の推進

- ・障害のある児童生徒理解のためのパンフレットを作成し、特別支援教育への理解と啓発の推進を図ります。
- ・心のバリアフリーを育む交流及び共同学習等の充実を図り、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進します。

④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割が担えるよう支援体制の整備を推進します。

*ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。

施策の柱

(10) 英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進

- ①英語指導助手(AET)の配置事業の充実
- ②小学校外国語活動の推進
- ③中学校英語教育の充実
- ④国際理解教育の推進

●現状と課題●

本市では、社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、国際社会でたくましく生きる日本人を育成するため、英語指導助手(AET)を小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、ネイティブな英語に親むように取り組んでいます。

しかし、「聞くこと」「話すこと」を重点に置いた体験的な英語学習を通じて、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心や学習意欲を向上させていくことが必要であり、中学校では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成することが求められています。

平成23年度から小学校外国語活動が全面実施となることや平成24年度からの中学校英語授業時数が増加することから、今まで以上に授業の充実を図ることが求められます。そのため、国際理解教育*研修会や英語活動指導者研修会を通して、教員の指導力の向上や指導方法の改善を積極的に取り組むことが必要です。

●施策の内容●

①英語指導助手(AET)の配置事業の充実

- ・国際化の進展に対応し、広い視野と国際感覚を持った児童生徒を育成するため、小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手*の充実・推進を図ります。
- ・小学校での学級担任教員との英語活動や中・高等学校での英語担当教員との共同授業において、英語指導助手をより効果的に活用できる配置を進めています。

②小学校外国語活動の推進

- ・小学校5・6年生での外国語活動の時間に、英語ノートや川越市小学校外国語活動研究委員会が作成した資料を活用し、担任教師と英語指導助手が協力して、英語に親しむことのできる授業の充実・推進を図ります。

*国際理解教育…国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。

*英語指導助手(AET)…英語の発音を指導するネイティブスピーカー。AETはAssistant English Teacherの略。

③中学校英語教育の充実

- 英語指導助手の効果的な活用、教員の指導力の向上を図り、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能のバランスを取りながら、体験的・実践的な英語教育の充実を推進していきます。

④国際理解教育の推進

- 外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進していきます。(再掲)
- 国際理解教育の充実・推進を図ります。



小学校外国語活動

施策の柱

(11) 情報教育の推進

- ① ICT 教育の推進
- ②情報モラル教育の推進
- ③コンピュータ施設・設備の充実と活用

●現状と課題●

本市では、児童生徒の学習に対する意欲の向上を図るため、情報機器を活用した授業の推進やICT*環境の整備、情報モラル*に関する研修等に取り組んでいます。

本市においては、時代に対応した児童生徒の情報活用能力の一層の向上や授業における教育の情報化について教職員の研修を充実させ、情報教育の推進に取り組むことが必要です。

また、情報教育では、児童生徒が主体的に情報収集、活用、発信することやモラルの順守などの情報活用能力を育成することが必要です。

●施策の内容●

① ICT 教育の推進

- ・児童生徒がコンピュータやインターネット等のICTを活用し、情報の収集・活用・発信という主体的な学習ができるよう推進します。

②情報モラル教育の推進

- ・児童生徒の情報の安全管理や情報モラル等の育成を一層推進するために、情報教育推進委員会、管理職や情報化推進リーダー等を対象にした情報モラル教育の研修を体系的に推進します。

③コンピュータ施設・設備の充実と活用

- ・小・中学校に設置されている教育用コンピュータの活用を図るために電子黒板やプロジェクター等の周辺機器を更に充実し、コンピュータ施設・設備の充実と活用を図ります。

*ICT…Information and communication technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
*情報モラル…情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。

施策の柱

(12) 読書活動の推進

- ①読書活動啓発推進事業
- ②図書館司書による読書活動の推進
- ③図書館から学校への団体貸出の推進

●現状と課題●

本市では、「第二次川越市子ども読書活動推進計画*」を策定し、次代を担う心豊かな子どもを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めています。

読書活動を更に推進するためには、市立図書館と学校など、関係機関の連携をこれまで以上に進めが必要です。また、児童生徒の読書については増加傾向にありますが、個人差が広がり二極化の傾向も見られるので、改善を図っていく必要があります。

●施策の内容●

①読書活動啓発推進事業

- ・小学生は「小江戸読書マラソン*」の取組、中学生は「小江戸中学生読書手帳*」の活用を通して、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・家庭には読書活動啓発リーフレットを保護者に配布し、家庭における読書活動の啓発に努めます。

②図書館司書による読書活動の推進

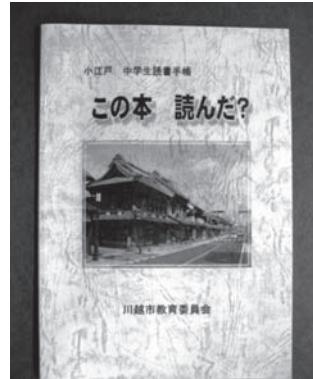
- ・図書や図書館への興味・関心を持つもらうため、図書館司書の学校訪問等を通じ、読書活動の推進に努めます。

③図書館から学校への団体貸出の推進

- ・児童生徒たちの読書要求に応えるため、市立図書館から学校への団体貸出を推進します。



小江戸 読書マラソンカード



小江戸 中学生読書手帳

*第二次川越市子ども読書活動推進計画…市内の子ども読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成17年3月に策定された「川越市子ども読書活動推進計画」の第二次計画(平成22年度から5年間を想定)。

*小江戸読書マラソン…市立小学校の全児童を対象にした読書活動を促進する事業。約6ヶ月間に30冊を読むことを目指し、読書マラソンカードに書名・著者名や簡単な感想などを記録していく。30冊を読破すると、認定証がもらえる。

*小江戸中学生読書手帳…市立小・中学校の教職員や保護者、市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校の全生徒に配布し、読書を促している。

施策の柱

(13) 健康の保持増進と安全・体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②安全・安心の推進
- ③体力向上の推進

●現状と課題●

本市では、生涯にわたって健康を保持増進するために、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。

児童生徒の安全については、地域ぐるみの活動により通学路の安全確保に努めるとともに、児童生徒への安全指導に取り組んでいます。また、体力の現状では、全般的に県平均値にはもう一歩という状況ですが、中学校では、50m走、ボール投げ等、約半分の種目で、全ての学年が県平均を上回っている状況です。

今後は、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られますが、児童生徒が、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を培うことが必要です。

●施策の内容●

①学校保健活動の推進

- ・学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康診断や学校環境衛生活動等の保健管理の徹底に努めるとともに、歯・口の健康づくりや薬物乱用防止教育、性に関する教育等の保健教育や学校保健活動を推進します。

②安全・安心の推進

- ・児童生徒、地域の実態に応じた安全教育・安全指導を推進します。
- ・登下校等における児童生徒の安全確保のための通学路安全点検、スクールガード・リーダー*の配置、地域ボランティアによる防犯パトロール等、地域及び関係機関等との連携を図り、安全・安心の取組を推進します。

③体力向上の推進

- ・「川越市児童生徒体力向上推進委員会*」の取組や、近隣の大学との連携による「トップアスリートふれあい事業*」の実施を通して、児童生徒の体力向上の推進に取り組みます。

*スクールガード・リーダー…文部科学省の「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」として、小学校の防犯及び交通安全面の指導を行うために、県が配置している。

*川越市児童生徒体力向上推進委員会…昭和55年に、本市児童生徒の体力向上に向けて設置された委員会。

*トップアスリートふれあい事業…近隣の大学において、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために、平成19年度から実施。

施策の柱

(14) 学校の評価充実

- ①人事評価の充実
- ②学校評価の充実

●現状と課題●

本市では、児童生徒の健やかな成長を図るため、すべての市立学校で学校評価*を実施しています。また、子どもたちの教育に直接携わる教職員の資質・能力の向上、校長を中心とした学校組織の活性化を図るため、学校評価と関連させながら、人事評価も実施しています。

昨今、学校を取り巻く環境は急激に変化しており、早急に解決しなければならない教育課題が山積しています。この課題を解決するためには、人事評価・学校評価の充実が求められています。

●施策の内容●

①人事評価の充実

- 教職員人事評価システム*を有効に活用し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、校長を中心とする学校組織の活性化や人事評価の充実を目指します。

②学校評価の充実

- PDCAサイクル*による学校の自己評価、外部アンケート*等の実施、学校関係者評価*などを通じて、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と充実を目指します。

***学校評価**…学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、更にこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図るしくみ。

***教職員人事評価システム**…年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図るしくみ。

***PDCAサイクル**…計画・実践・評価・改善のサイクル。

***外部アンケート**…学校関係者ではない第三者によるアンケート。

***学校関係者評価**…地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。

方向性 I

生きる力を育む学校教育の推進

施策 2

安全・安心で質の高い教育を支える

教育環境の整備・充実

施策の柱

(1) 学校施設の整備・充実

- ①学校施設の耐震化の推進
- ②大規模改造工事等学校施設の整備の推進

●現状と課題●

一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事・耐震補強工事等を実施し、学習環境の整備・充実を図っています。

特に、耐震補強工事については、平成 24 年度の完了を目指し取り組んでおり、耐震化が完了した後は、校舎・体育館等の損耗、機能低下を復旧させるための大規模改造工事や施設設備の老朽化に対応するために、改築を含めた具体的な計画の策定に向け、検討を進めていく必要があります。

●施策の内容●

①学校施設の耐震化の推進

- 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、学校施設の耐震化に向け耐震補強工事を計画的に取り組みます。

②大規模改造工事等学校施設の整備の推進

- 学校施設設備の老朽化した部分等の緊急性や必要性などを検討し、建物の耐久性の向上を図るため大規模改造工事等計画的な施設・設備の整備を進めています。

施策の柱

(2) 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化

①小・中学校の通学区域・規模等の検討

●現状と課題●

本市の学校施設の多くは、建設後40年近い歳月を経過しています。児童生徒がよりよい環境で教育を受けるため、施設・設備等の改善を計画的に進めていく必要があります。

このような状況の中、今後の川越市立小中学校の在り方について、定期的に検討を行うことは、児童生徒数に応じた、本市としてのふさわしい学校数や学校規模を維持していく上からも重要なことです。特に、統廃合については、今後、地域の状況を踏まえ、児童生徒数の推移も精査し、また、地域住民の意見も参考にしながら、調査検討を重ねていく必要があります。

●施策の内容●

①小・中学校の通学区域・規模等の検討

- 今後の川越市立小中学校の在り方検討委員会において、「通学区域に関すること」、「余裕教室*の活用に関すること」、「今後の望ましい学校数(学校の統廃合や存続等)に関すること」、「その他」の視点で検討し、将来にわたり適正な小中学校の通学区域・規模等を調査研究していきます。

*余裕教室…少子化により児童数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。

施策の柱

(3) 学校図書館の充実

- ①司書教諭・図書整理員の配置
- ②蔵書の充実

●現状と課題●

本市では、学校図書館教育の充実を図るために、図書整理員*を配置し、より活用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

児童生徒の調べ学習に対応した多様な資料を整備し、情報活用能力の向上を図るとともに、図書案内を充実させ児童生徒の読書活動を充実することが求められています。

そのためにも学校図書の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館図書標準*の達成に向けた取組が必要です。

●施策の内容●

①司書教諭・図書整理員の配置

- ・司書教諭・図書整理員の配置により、学校図書館経営の充実を図り、学校図書館を活用した学習指導を一層推進します。
- ・司書教諭や図書整理員の研修等を通して読書好きの児童生徒を増やし、子どもの読書活動を活発にするために、司書教諭や図書整理員の研修等を通して、創意工夫をこらした学校図書館の中で、子どもの読書活動が充実するように努めます。

②蔵書の充実

- ・学校教育の中で、学校図書館の活用の充実が図れるよう、子どもの要望に応じた図書や豊かな心を育てるための図書を計画的に購入し、蔵書の充実に努めます。

*図書整理員…学校図書館教育の充実を図るため、小・中学校に配置する市費臨時職員。

*学校図書館図書標準…学校図書館に置く本の冊数や種類についての国の整備目標。

施策の柱

(4) 学校給食の充実

- ①食育の推進
- ②給食内容の充実
- ③学校給食施設の整備

●現状と課題●

本市では、学校給食を通じて食に関する正しい知識を身に付けられるよう、食育^{*}の推進に努めています。平成22年3月に策定された「川越市食育推進計画^{*}」に基づき食育を総合的に推進しています。

安全・安心でおいしい給食を提供するために、安全確保や地場産物使用に努めていますが、更に進めていく必要があります。

市内4つの学校給食センターについては、菅間・今成・藤間・吉田学校給食センターがありますが、藤間と吉田は改築の時期を迎えており、改築計画を策定し、早期に計画的な整備を図る必要があります。

●施策の内容●

①食育の推進

- ・児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るために、学校給食を通じた食に関する指導に加え、教科等と連携した食に関する指導の推進に努めます。
- ・効果的な食に関する指導を推進するため、栄養教諭制度^{*}等の指導体制の整備を推進するとともに、学校、家庭、地域への啓発、情報提供など、連携した取組を目指します。

②給食内容の充実

- ・安全・安心でおいしい給食を提供するため、栄養的にバランスの取れた給食を提供し、児童生徒の健康の増進や体力の向上を目指します。
- ・学校給食で使用する食材の安全確保に努めるとともに、地場産物の使用拡大に努めます。

③学校給食施設の整備

- ・藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは老朽化が進んでいるため、施設の更新を計画的に推進していきます。
- ・学校給食の安全性の向上を図るため、調理場のドライ化^{*}を推進します。

*食育…生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

*川越市食育推進計画…川越市の食育の取組をより総合的、計画的に市民が一体となって推進していくため「食を通して市民の心身の健康の増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間形成をはぐくみ、いきいき川越をめざします」を基本理念とした平成22年度から平成26年度までの5年間の計画。

*栄養教諭制度…平成17年度から「栄養教諭」制度が創設され、食に関する指導や学校給食の管理を行う制度。

*調理場のドライ化…床からの跳ね水などによる食品の汚染を防ぐため、床に水を流さずに乾いた状態で、調理や洗浄作業を行う方式にすること。

施策の柱

(5) 市立川越高等学校の改革・充実

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

●現状と課題●

市立川越高等学校は、平成12年度に策定された埼玉県川越商業高等学校将来構想懇話会の報告に基づき、平成14年度に、商業科を普通科及び国際経済科に改編し、校名も川越市立川越高等学校と変更して、新たな高等学校としてスタートしました。また、平成16・17年度には、川越市立川越高等学校将来構想懇話会を設置し、学科編制の見直しや、少人数学級編制の導入など新たな施策を検討、実施してきました。

今後、市立高等学校の更なる改革・充実を図るため、継続的・総合的に将来構想や中高一貫教育について検討を進めています。

●施策の内容●

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

- 第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会を設置し、「学科編制の在り方」「学校・学級規模の在り方」「教員の研修の在り方」「中高連携や中高一貫教育の在り方」について検討し、市民の負託に応える魅力ある市立高等学校づくりを推進します。



川越市立川越高等学校

施策の柱

(6) 教育センターの充実

- ①教育センターの整備・開放の充実
- ②家庭・地域との連携研修の充実

●現状と課題●

平成22年4月に、施設を充実するため旧古谷東小学校跡地に、新たに教育センターを設置しました。

今後、本市の学校教育の拠点として、教職員の研修や地域住民に開かれた施設機能の充実を図ることが求められています。そのため、本センターを教職員が学ぶための教育施設として、また、市民が憩い学ぶための生涯学習機能を備えた施設として、教員研修施設の充実ならびに市民に開かれた施設として整備・充実することが必要です。

●施策の内容●

①教育センターの整備・開放の充実

- ・ 教育センターの機能を充実させるため、教職員研修体制の整備を図るとともに、市民も活用できる施設となるよう推進します。
- ・ 1階施設や体育館及び運動場は、市民に対して積極的に開放していく、研修施設としての設備は計画的に整備し、教育センター機能の充実を図っていきます。

②家庭・地域との連携研修の充実

- ・ 不登校や情報モラル教育の諸問題など、今日的な教育課題解決のために、学校や家庭・地域との相互理解を目的とした家庭・地域と連携した研修の充実を図ります。



教育センター

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1

家庭・地域の教育力の向上

施策の柱

(1) 家庭への支援

- ①家庭教育の充実
- ②学童保育の充実

●現状と課題●

現在、公民館や市立小・中学校PTAでは、子育てに関する不安の解消や親同士のコミュニケーションの場として、各種家庭教育学級を実施しています。

今後も、家庭への支援として家庭教育に関する学習の機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る必要があります。

また、学童保育は保護者の就労に対する放課後児童対策として実施されていますが、その必要性は今後も高まると思われますので、学童保育室の更なる充実が期待されています。

●施策の内容●

①家庭教育の充実

- ・家庭の教育力を向上させる必要があることから、乳幼児の親や小・中学校PTAを対象とした家庭教育に関するさまざまな学習の機会を提供します。

②学童保育の充実

- ・保護者の就労により家庭が常時留守になっている児童を対象に、放課後及び休日等の居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図ります。
- ・老朽化した学童保育室の保育環境を良くするため、その改善に努めます。

施策の柱

(2) 地域の教育力の向上

- ①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備
- ②学びを支援するシステムの整備
- ③社会教育関係団体への支援

●現状と課題●

本市では、地域ぐるみの教育を推進するために、地域における活動を中心とした子どもサポート事業*や、学校における活動を中心とした学校応援団事業*を進めています。

学校だけでなく、家庭や地域社会が、教育に対する関心と責任意識を高め、地域ぐるみでの教育を推進するため地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議*を組織しました。

今後は、それぞれの立場から見た教育の現状や課題について共通認識を図り、地域総ぐるみで課題解決へ取り組むとともに、各種の事業展開を図る中でネットワークを機能させていくことが重要です。また、子どもの学校内外での学びを支えるため、PTAや子ども会育成会をはじめとする社会教育関係団体を支援する必要があります。

●施策の内容●

①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備

- ・子どもたちが、地域社会で健やかに育ちゆくため、地域ぐるみ教育のためのネットワークを整備し、家庭や地域社会の教育に対する関心と責任意識を高めます。

②学びを支援するシステムの整備

- ・子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域の連携を深め、地域ぐるみで学びを支援するシステムとして、子どもサポート事業や学校応援団活動を更に推進し、家庭や地域の教育力を高めていきます。

③社会教育関係団体への支援

- ・子どもたちの学びや体験活動の充実を図るため、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体の活動を支援します。

* 子どもサポート事業…地域の教育力により子どもたちの豊かな体験活動を支援すること。

* 学校応援団事業…学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

* 地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議…地域ぐるみの教育を展開するため、各団体の代表者による組織で、団体の教育活動について、学校・家庭・地域の連携を深めるため、情報の収集、提供及び連絡調整を行う会議。

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策2

生涯にわたる学習活動の推進

施策の柱

(1) 生涯学習推進体制の確立

- ①生涯学習推進のための拠点施設設置
- ②社会教育職員研修の充実

●現状と課題●

平成20年に開設した高階市民センター、平成21年に開設した名細市民センターでは、従来の公民館にない軽体育室や多目的室といった新たな学習環境を整備しました。

今後は、生涯学習センターの整備を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応し、市民が学びやすい環境を総合的に整備する必要があります。また、学習者の視点に立った学習内容、学習方法にするための改善や工夫を常に加えることや、市民のさまざまな学習要求に適切に応えることができる職員を育成するため、職員研修の充実を図る必要があります。

●施策の内容●

①生涯学習推進のための拠点施設設置

- ・地域振興ふれあい拠点施設に生涯学習センターの設置を進めます。

②社会教育職員研修の充実

- ・市民の多様化する学習要求に応えるため、計画的に専門的な研修の機会を設け、関係職員の資質・能力の向上を図るとともに、学習者の視点に立った学習内容・学習方法の改善・工夫に努めます。

施策の柱

(2) 多様な学習機会の創設

- ①学習情報の提供システム整備
- ②生涯学習に関する意識調査の実施
- ③町内公民館講座の開設支援

●現状と課題●

本市では、生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習に関する意識調査を実施するとともに、公民館・博物館・図書館等の社会教育施設で各種の講座を開催しています。教育の振興には社会全体で取り組む必要が求められ、特に地域の教育力を高めるため、地域を中心とした教育的活動を積極的に支援していく必要があります。

●施策の内容●

①学習情報の提供システム整備

- ・生涯学習情報誌「マナビィガイド」を作成し、小・中学校、公民館等に配布します。
- ・市のホームページを活用した学習情報の提供を積極的に推進します。

②生涯学習に関する意識調査の実施

- ・市民が生涯にわたって学習活動を行いやすい環境の整備のために、定期的な各種調査活動を進めていきます。

③町内公民館・講座の開設支援

- ・地域社会の連帶意識や地域の教育活動の振興を進めるために、自治会単位の公民館講座の開設に対して支援します。

.....
*町内公民館…自治会が維持管理している公民館等。

施策の柱

(3) 社会の変化に応じた学習機会の提供

- ①ライフステージにおける課題の学習
- ②現代的課題の学習
- ③地域の教育活動を支援

●現状と課題●

ライフステージ*における課題・現代的課題・地域の教育活動の支援事業を11施策に分け、市内17公民館で事業を実施しています。

生涯にわたる学習活動は、市民自らがテーマを選び、自分に合った方法で必要なことを学ぶものですが、時代の変化とともに人生の各時期により求められる課題の学習や、環境問題等の現代的課題の学習、また地域コミュニティづくりが求められています。

●施策の内容●

①ライフステージにおける課題の学習

- ・乳幼児の心と体を育むことをねらいとした子育て講座等、生涯の各時期に生じる課題の学習活動の提供に取り組むとともに、更なる学習機会の充実・提供に努めます。

②現代的課題の学習

- ・社会的に要請される環境学習、情報学習、人権学習等のような現代的課題の学習活動の提供に取り組むとともに、更なる学習機会の充実・提供に努めます。

③地域の教育活動を支援

- ・地域で行っている教育活動を支援するための学習活動や情報の提供、事業等への支援に努めます。

* ライフステージ…人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

施策の柱

(4) 人権教育の充実

- ①学校教育における人権教育推進事業
- ②人権啓発活動の推進
- ③人権教育指導者の養成
- ④関係機関・団体等との連携

●現状と課題●

本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた、人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、各種啓発資料を作成配布し、市民の人権意識の高揚を図ってきました。しかし、差別意識や偏見はいまだ解消されたとは言えません。

今後は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等へのさまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発を進めていくとともに、学校や社会教育施設をはじめ、関係機関・団体等との連携を深めながら、多様な場での各種人権に関する学習機会の提供を図る必要があります。また、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

●施策の内容●

①学校教育における人権教育推進事業

- ・学校における人権教育の一環として、人権作文・人権標語・人権絵画の取組を、年間指導計画に位置付け、計画的に推進します。
- ・人権教育推進のため、公民館区人権教育推進事業に係る研究を小・中学校に委嘱し、その実践報告を「人権教育実践集録」として発行します。

②人権啓発活動の推進

- ・差別や偏見のない思いやりのある明るい地域社会を築いて行くため、児童生徒、社会教育施設利用者及び一般市民などを対象に、人権啓発*活動を通して、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

③人権教育指導者の養成

- ・職場や地域社会における人権問題の解決を目指して、人権教育指導者*養成講座を実施し、各種団体や家庭における人権教育指導者の養成を図ります。

④関係機関・団体等との連携

- ・人権意識の高揚と差別意識の解消のため、関係機関や団体等と連携した教育活動を推進します。
- ・自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業を推進します。

* 人権啓発…国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動。

* 人権教育指導者…人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策3

生涯学習環境の整備・充実

施策の柱

(1) 身近な学習施設としての公民館の整備・充実

- ①公民館の設置
- ②既存公民館の整備・充実

●現状と課題●

公民館は市民に最も身近な学習施設として、また学習情報の提供や学習相談の場としても多くの市民に利用されています。また、地域教育活動の支援や活動拠点としての利用も高まり、ますます公民館の重要性が高まっています。

市域の広さを考慮すると、まだ十分な公民館の設置状況とはいえません。また、建設から多年を経過した公民館も多く、市民が利用しやすい施設機能や設備の充実が求められています。

●施策の内容●

①公民館の設置

- ・本庁、出張所区域と中学校区を勘案しながら、未設置地区については、身近な学習施設としての公民館の建設を推進します。

②既存公民館の整備・充実

- ・既存の公民館については、市民が利用しやすい学習施設の充実を図るため、大規模改修工事等整備充実に努めます。

施策の柱

(2) 図書館サービス網の整備・充実

- ①図書館サービス網の充実
- ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実
- ③図書館を活用した学習活動の推進

●現状と課題●

「図書館サービス網計画*」により分館建設を推進し、市立図書館は4館となりましたが、南部地域については未整備の状態です。

今後も計画に基づき分館整備について検討を進めます。

また、市民の多様な学習ニーズに対応するためには、資料の整備・充実をはじめとして、調査・研究のための情報提供サービス機能の充実も求められています。

市民の学習意欲や活動を支援するためには、県立図書館をはじめとして、相互利用協定*の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を更に拡大していく必要があります。

●施策の内容●

①図書館サービス網の充実

- ・「図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスが受けられるよう分館整備を推進します。

②図書館資料・情報提供サービス機能の充実

- ・図書館サービスに関する多様な市民要望に応えるため、各分野の資料収集や学習・研究情報の提供サービス機能の充実に努めます。

③図書館を活用した学習活動の推進

- ・生涯にわたる学習活動の充実のため、市立図書館の資料だけではなく、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力の拡大を図り、図書館のネットワークを活用して学習活動を支援します。

*図書館サービス網計画…本市の、どの地域に住む市民も等しく図書館サービスが受けられるよう、サービス拠点の整備・充実を図ろうとする計画。

*相互利用協定…川越市と他の自治体などの間で、それぞれの利用者が、本来の利用資格(市内在住・在勤・在学)を超えて、相互に資料や施設を利用できるように取り結んだ協定。利用条件はそれぞれの協定により異なる。

施策の柱

(3) 博物館の整備・充実

- ①展示機能の充実
- ②郷土資料の収集・保存
- ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④博物館・蔵造り資料館の整備

●現状と課題●

博物館では、開館以来、郷土資料の収集・保存に努めるとともに、川越の歴史に関する企画展等を数多く開催してきました。また、市民向け歴史講座や児童生徒を対象にした各種の体験教室なども実施してきました。

博物館の充実のためには、市民の多様なニーズに対応できる学習機能や収蔵機能を更に拡充し、施設利用を促進するために常設展示の見直しや蔵造り資料館の整備が求められています。また、学校教育との連携では、教育課程に位置付けた博物館活用を更に促進する必要があります。

また、川越城本丸御殿は、平成22年度に改修工事を終了し、今後、本市の文化財、観光拠点施設として、大きな役割を果たすことが期待されます。

●施策の内容●

①展示機能の充実

- 常設展示の見直しを行い、新たな学術成果やより学びやすい展示手法を展示に反映できるよう研究を進め、展示機能*の充実を図ります。

②郷土資料の収集・保存

- 川越の歴史と文化に係る資料収集に努めるとともに、その保存と活用を図ります。
- 資料を保存する収蔵庫については、収蔵能力が不足してきたため効率的な収蔵保管に努めるとともに、将来的な収蔵システムやスペースを検討します。

③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- 市民の多様な学習要求に対応できるよう、講座・教室など教育普及事業*の充実を図ります。
- 小・中学校との連携を進め、学校の教育課程に位置付けた博物館活用の充実を図ります。

④博物館・蔵造り資料館の整備

- 社会教育施設*、文化財及び観光拠点施設としての機能を充実させるため、博物館・蔵造り資料館の整備を図ります。

*展示機能…資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。

*教育普及事業…講座・講演会・教室など、市民の学習要求に応えるために博物館が提供する各種事業。

*社会教育施設…市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

施策の柱

(4) 高等教育機関等との連携・協働の推進

- ①川越シティカレッジの開催
- ②大学と連携した人材の育成

●現状と課題●

本市では、近隣の大学などの高等教育機関との連携により生涯学習の機会を提供し、市民の自主的活動を支援しています。また、NPO団体等が交流する機会の拡充や支援を進めています。今後も、市民が高度で体系的に学習できる場の拡充を図る必要があります。

●施策の内容●

①川越シティカレッジの開催

- ・市民の高度で体系的な学習要求に対応するために、近隣大学*(市内4大学・市外1大学)との連携により市内各大学施設等を活用し、市民のリカレント教育*の機会の拡充を図ります。

②大学と連携した人材の育成

- ・市内各大学との連携により、地域の課題に対応した専門的な知識・技能やマネジメント能力を有する人材を育成します。

*近隣大学…川越市内に所在する、尚美学園大学、東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学。川越市外に所在する東京電機大学。

*リカレント教育…社会に出た成人が再び大学等の高等教育機関で学ぶ制度。

方向性Ⅲ

歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1

文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実

施策の柱

(1) 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

- ①文化財の保護と活用
- ②文化財保護意識の啓発
- ③民俗文化財の保存と後継者の育成
- ④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業
- ⑥河越館跡地等の整備・活用

●現状と課題●

急速に都市化が進む中で、人々のライフスタイルは大きく変化してきました。その一方で伝統的な文化は徐々に薄れ、併せて地域のコミュニティも大きく変ぼうを遂げています。本市は県内でも多くの文化財を有する宝庫であり、多くの観光客が訪れています。

文化財の保護と活用を促進するためには、重要伝統的建造物群保存地区*や河越館跡をはじめとした指定文化財*の周知及び理解を深め、市民と協働しながら文化財の保護意識の啓発や活用に努めていくことが必要となります。

また、文化財の保存という点だけでなく、地域コミュニティの形成という観点から、川越氷川祭の山車行事*などの民俗文化財の後継者育成は重要な事業と位置付け、今後も支援していく必要があります。

●施策の内容●

①文化財の保護と活用

- ・私たちの貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えていくために、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見だし指定します。
- ・文化財の保護に努めるとともに、文化の価値を生かした活用を積極的に図ります。

* 重要伝統的建造物群保存地区…伝統的建造物群と一緒にして価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

* 指定文化財…「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」に基づき指定を受けた建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗習慣・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。

* 川越氷川祭の山車行事…川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の儀式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきた祭り。平成17年2月に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

- ・地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存活用していくための基本構想を策定します。

②文化財保護意識の啓発

- ・国民の財産である文化財の価値を市民に周知し理解を深めるために、文化財保護意識の啓発に努めます。

③民俗文化財の保存と後継者の育成

- ・民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。
- ・後継者養成を積極的に支援します。

④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ・伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、地区の特性を生かした歴史的風致の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を行います。
- ・地区のPRや関連する事業との調整を行います。

⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業

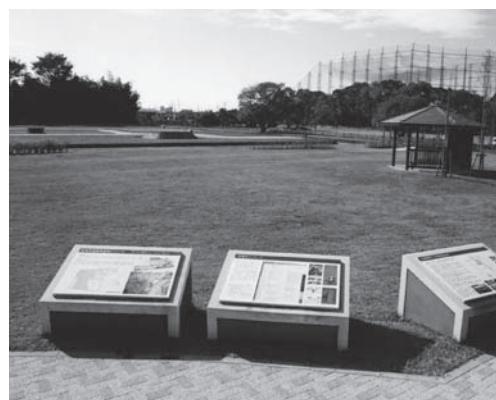
- ・指定されている有形文化財の維持管理を継続的に行い、その保存に努めます。
- ・博物館や関係各課と連携し、その活用を図ります。

⑥河越館跡地等の整備・活用

- ・郷土学習の場、市民の憩いの場として国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共団体、NPO、大学等と協働してその有効活用を図ります。



河越館想像図



河越館跡史跡公園

施策の柱

(2) 川越らしい文化芸術の振興

- ①連携・協働による新たな文化芸術の創造
- ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり
- ③特色ある文化芸術拠点の整備

●現状と課題●

本市では、各種文化に関する講座等の開催や、市民会館などの文化施設の整備・充実に努めてきました。また、市立美術館では、川越ゆかりの作家を中心に企画展示等の事業を開催し、芸術文化の振興に努めてきました。

文化芸術の多様性や活動者の自主性の尊重、文化芸術に求められる独自性や地域性を踏まえると、文化芸術によるまちづくりは、市民団体・事業者・教育関係などとのさまざまな団体や人々との「連携・協働」によって図られることが必要です。

また、新しい魅力づくりのためには、若い世代の方々に、文化芸術事業の先導的な役割を担ってもらえるようにするためのしくみづくりが必要です。

市立美術館については、本市の文化芸術振興の特色ある拠点施設として、有効に活用していく必要があります。

●施策の内容●

①連携・協働による新たな文化芸術の創造

- ・さまざまな団体や人々との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、本市にふさわしい新しい文化芸術の創造に努めます。

②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

- ・新しい価値観を持つ若い世代の方々が、中心的に活躍してもらう環境を整え、文化芸術事業に積極的に参加・活動してもらうための事業を検討します。

③特色ある文化芸術拠点の整備

- ・西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)に計画中の新ホールは、良質な芸術の鑑賞機会を提供するなど、市民はもちろん県西部地域の人々に親しまれる施設として整備します。
- ・市立美術館は、質の高い芸術作品に触れる場とともに、市民の文化芸術活動の創作・発表の場として、整備充実を図ります。

施策の柱

(3) 文化芸術に触れる機会づくり

- ①文化芸術が身近にある環境づくり
- ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

●現状と課題●

文化芸術に直接触れ、芸術的な体験をすることは、日常生活に潤いをもたらし、豊かな心を育みます。生活の潤いや豊かな心は、人の感性を磨き、一人ひとりの感性が、品格のあるまちをつくります。

しかしながら、本市では、音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業が少ないことや、老朽化している市民会館の更新が急務であり、文化芸術に親しむ環境の整備が整っていないのが現状です。文化芸術によって魅力あるまちづくりを進めるために、できるだけ多くの市民が、身近なところで手軽に文化芸術を鑑賞・体験できるような環境を整え、一人ひとりの感性を育み、同時に、文化芸術のすそ野を広げていく必要があります。

●施策の内容●

①文化芸術が身近にある環境づくり

- ・市民に良質な音楽、舞台芸術の鑑賞、また、市民のための文化芸術の発表と鑑賞など、身近なところで気軽に文化芸術に触れることができるるために環境整備に努めます。

②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

- ・次代を担う子どもたちが文化芸術に親しんでもらうために、鑑賞するだけでなく、文化芸術に触れ、体験する事業を促進します。

施策の柱

(4) 文化芸術活動への支援と交流の促進

- ①文化芸術活動への支援
- ②文化芸術活動の場の整備
- ③文化交流の促進

●現状と課題●

文化芸術には、多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体がさまざまな活動を展開しています。

市立美術館、市民会館、文化会館など、文化施設については、効率的な運用と市民のニーズに対応した施設の改修等の整備を行っています。

また、文化芸術活動を行う市民を増やすため、これから活動を始めたいと考えている市民との交流はもとより、自身の活動の見直しや新たな可能性の発見のためにも、他分野の活動者や団体との交流は大切です。

文化芸術活動への支援と発表等の場の充実に努めるとともに、多様な個人・団体間の交流・ネットワークの強化を更に進める必要があります。

●施策の内容●

①文化芸術活動への支援

- ・文化芸術を行う団体等への支援を継続するとともに、市民から寄せられる情報を効率的に収集し、適切に発信するよう努めます。
- ・文化芸術の分野で顕著な成果を収めた人や振興に寄与した人への顕彰を行い、市民の文化芸術活動を促進します。

②文化芸術活動の場の整備

- ・市民が身近なところで発表ができ、また、文化芸術の鑑賞ができるよう、施設及び場の整備に努めます。

③文化交流の促進

- ・文化芸術団体相互の意見交換の場を設定し、ネットワークの強化を図ります。
- ・中学生に海外姉妹都市での生活文化を体験させ、相互理解と交流を促進します。

方向性IV

多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1

多文化共生と国際交流・協力の推進

施策の柱

(1) 行政の国際化

- ①共生意識を醸成するための相互理解の推進
- ②留学生の支援

●現状と課題●

市内4大学には、およそ1,340人の留学生が学び、また、外国籍市民が人口の1%を超えています。

留学生が勉学に専念できるように、生活環境の充実を支援することが重要な課題となっています。また、本市を担う若い市民に、外国語をはじめ多様な文化に接する機会を提供することにより国際理解を推進し、国際性豊かな人材を養成していく必要があります。

●施策の内容●

①共生意識を醸成するための相互理解の推進

- ・外国籍市民と日本人市民は、同じ地域社会を構成する一員として、共生していくという意識を持つことが大切であり、異なる文化を理解し、相互に尊重し、相互に助け合うことができるよう、具体的な交流や国際理解教育を進めて共生意識を醸成していきます。

②留学生の支援

- ・国際交流センター受付業務の提供、インターンシップ制度^{*}の普及、一般市民との触れ合いを通じての相互理解の場などを提供し、留学生を支援します。

* インターンシップ制度…大学生や高校生が在学中に企業等において自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行う制度。

施策の柱

(2) 国際感覚に優れた市民の育成

- ①人材の開発と育成
- ②N G Oなどとの協力と連携
- ③地域の国際化推進体制の整備

●現状と課題●

本市は、「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」に基づき、世界全体が取り組むべき課題を正しく理解し、その問題解決に向けて地域社会の中で活動する市民の養成に努めています。

また、地域が一体となって国際化に取り組むために、NGOやNPOといった市民交流団体と連携を図る必要があります。更に、それぞれがこれまでに蓄積してきたノウハウやマネジメントを集約し、一層の地域の国際化を推進するため、市民が主体となった国際化推進体制の整備を図る必要があります。

●施策の内容●

①人材の開発と育成

- 海外勤務経験者、帰国子女、教員、外国籍市民などさまざまな経歴を有する優れた人材を発掘し、地域の国際化の担い手として育成します。

②N G Oなどとの協力と連携

- 国際交流や国際協力に取り組む市民団体、外国籍市民を支援する市民団体等と連携・協力し、地域の国際化を推進していきます。

③地域の国際化推進体制の整備

- 地域の活動を効果的に展開するために、市民や市民国際交流団体が中心となる機関を設置し、社会的に認知されるまでの間、行政が支援していきます。

施策の柱

(3) 姉妹都市交流の更なる充実

- ①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化
- ②新しい地域、都市との交流創出

●現状と課題●

本市は、これまで海外3姉妹都市との交流事業を中心に実施してきました。

姉妹都市という関係にとらわれない形態で、国際パートナーとして新たな地域、新たな都市との交流創出に努め、更に多くの交流機会を市民に提供し、地域の国際化を推進していく必要があります。特に、文化的にも経済的にも密接な関係にあるアジア地域との交流について、今後検討していく必要があります。

●施策の内容●

①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化

- ・姉妹都市交流を一層発展させるため、川越市姉妹都市交流委員会との連携を図り、支援します。
- ・姉妹都市交流の有効活用を通じて、市民に国際交流の場を提供し、青少年の国際理解を推進します。

②新しい地域、都市との交流創出

- ・身近なアジアの地域とは、政治・経済・歴史・文化などさまざまな分野で相互理解し、発展するために、より質の高い交流・協力関係を構築していきます。

方向性V

生涯スポーツの推進

施策1

生涯スポーツの推進

施策の柱

(1) スポーツ活動の推進

- ①総合型地域スポーツクラブの設置・育成
- ②スポーツ教室・大会等の充実

●現状と課題●

本市では、市民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興施策を推進してきました。

市民の誰もが参加でき、継続的にスポーツに親しむことのできる環境づくりは重要な課題となってきています。そのためには、総合型地域スポーツクラブ*の設置・育成、スポーツ教室・大会等の充実に取り組んでいく必要があります。

●施策の内容●

①総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ・誰もが、いつでも、どこでもスポーツに取り組めるようにするために、各地域で自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置・自立を支援していきます。

②スポーツ教室・大会等の充実

- ・スポーツへのきっかけをつくり、継続していくことができるようになりますため、魅力あるスポーツ教室・大会等の充実を図っていきます。

* 総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツやレクリエーションに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

施策の柱

(2) スポーツ環境基盤整備

- ①スポーツ指導者等の養成・活用
- ②スポーツ施設等の整備・充実

●現状と課題●

本市では、体育指導委員*や各スポーツ団体を中心とする指導者によるスポーツ指導が展開されています。また、活動の場の確保・整備として、学校体育施設の開放、スポーツ施設の整備等を推進しています。体育館やグラウンド等の体育施設利用者は、年々増加傾向にあります。

このような現状から、市民の多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の育成とその積極的な活用、既存スポーツ施設の整備と新たなスポーツ施設の設置が必要となっています。

●施策の内容●

①スポーツ指導者等の養成・活用

- ・各スポーツ団体等を育成・支援するとともに、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるようにするため、スポーツ指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

②スポーツ施設等の整備・充実

- ・スポーツ活動の場を確保するため、既存スポーツ施設の計画的な整備・改善、新設体育館の建設に取り組みます。

* 体育指導委員…市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。スポーツ振興法に位置付けられ、市より委嘱される。

